

電気・ガスの契約トラブルに注意！

平成 28 年以降、消費者が自由に電気やガスの供給会社を選んで契約できるようになりましたが、これから新生活を始める若年層に契約のトラブルが増加しています。

■相談事例 1

大学近くのマンションに引っ越してすぐ、「管理会社から委託を受けた」と訪問してきた事業者が電力会社の切り替えを勧められた。必要な手続きだと思い契約したが、その後、管理会社とは無関係だと分かり、信用できないので契約をやめたい。

■相談事例 2

賃貸マンションで一人暮らしをしている。事業者が「自社に契約を変更すると今よりガス代が安くなる」と説明された。安くなるならと契約したが、実際にはほとんど代金は変わらないことが分かり、解約したい。

■消費者へのアドバイス

- ・ 電気・ガスの料金プランや算定方法の説明をよく聞き、内容を把握したうえで契約の要否を検討しましょう。また相手方の社名や連絡先、契約条件をよく確認しましょう。
- ・ 事業者から訪問販売や電話などで勧誘を受け、電気やガスの契約切替を承諾した場合、法廷の契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができる場合があります。
- ・ 電気・ガスの契約切替や解約について困ったことがあれば、消費生活センターに、制度は経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口で相談できます。

トラブルがあった場合は、消費生活センターにご相談ください。

千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

